

別添

仕様書

京都府警察本部

1 総則

(1) 適用範囲

ア この仕様書は、京都府警察本部が保有するヘリコプター「みやこ」の耐空証明更新点検整備に伴う所要の整備作業に適用する。

イ ヘリコプター概要

アグスタ式A109E型（JA6004）

(2) 整備の発注

本整備は京都府警察本部（以下「発注者」という。）が航空機整備業者（以下「受注者」という。）に発注して行う。

(3) 本整備を行うに当たり、整備作業に適用する技術基準は次に示すとおりとする。

ア 航空法、同法施行令、同法施行規則及び耐空性審査要領

イ アグスタ式A109E型 機体及びエンジン・メンテナンスマニュアル

ウ アグスタ式A109E型 機体及びエンジン・パーツカタログ

エ アグスタ式A109E型 機体及びエンジン・サービス・ブリテン

オ アグスタ式A109E型 機体及びエンジン・サービス・ニュース

カ 耐空性改善通報（航空局発行）

キ 各装備品関係文書、受注者側技術基準、その他参考資料等

2 履行期間、機体の引渡し及び整備日程

(1) 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日

(2) 機体の引渡し

ア 本整備は、受注者の整備施設（以下「整備施設」という。）において実施すること。

イ 発注者から受注者への機体の引渡しは、整備施設において、両者立会の上行うものとする。

ウ 受注者から発注者への機体の引渡しは、整備完了後、発注者が完成検査を行い、当該検査に合格した時点で完了するものとする。なお、完成検査前に受注者は航空機燃料「ジェットA-1」を満タンにしておくこと。

(3) 整備日程

発注者が指示する期間内で整備を実施するものとし、何らかの理由で延長する場合は、発注者と協議するものとする。

3 部品、材料及び治工具等

本整備に必要な部品、材料、治工具、燃料、潤滑油及作動油等は原則として受注者が用意すること。

4 基本整備

別紙「整備点検内容確認書」のとおり

5 中間検査

(1) 基本整備完了後、発注者は履行確認のため検査（以下「中間検査」という。）を行うこととする。中間検査に合格しない場合、受注者は直ちに補修し発注者の検査を受けること。

(2) 受注者は基本整備時に新たに判明した、耐空証明の更新検査合格に必要な整備箇所を発注者に提案すること。

6 追加整備

受注者は変更契約締結後、次の内容の整備を実施すること。

- (1) 5の(2)のうち発注者が必要と判断したもの
- (2) 耐空改善通報のうち発注者が必要と判断したもの

7 完成検査

追加整備完了後、発注者は追加整備の履行確認及び耐空証明更新検査の合格基準との適合確認のため検査（以下「完成検査」という。）を行うこととする。完成検査に合格しない場合、受注者は直ちに補修し発注者の検査を受けること。

8 提出書類

受注者は、次の書類を作成し発注者に提出すること。

(1) 検査成績書 2部

- | | | |
|---|----------|---------|
| ア | 部品検査記録 | (中間検査時) |
| イ | 組み立て調整記録 | (整備完了後) |
| ウ | 重量重心記録 | (整備完了後) |
| エ | 飛行試験記録 | (整備完了後) |

(2) 来歴簿

必要事項を記載の上、完成検査時に提出すること。

(3) その他発注者が特別に必要と認めた書類及び資料等

9 瑕疵保証

- (1) 本作業の瑕疵が受注者の故意又は過失により生じた場合には、発注者はその修補を請求し、損害の賠償を請求することができる。
- (2) 上記の保証期間は完成検査合格後、1年とする。

10 その他

- (1) 本仕様において特に明記のないもの又は疑義を生じた場合は、着手前に発注者と協議の上決定し、整備を実施すること。
- (2) 本整備実施に当たり、当然必要な付帯的なものについては、受注者の負担において実施すること。

「整備点検内容確認書」

1	定期点検（エクステンド整備方式） (1) 50時間又は30日 (2) 200時間 (3) 400時間 (4) 800時間 (5) 3200時間 (6) 12ヶ月
2	特別（不定期）点検 (1) 取付後5～10時間後 (2) 取外、取付時 (3) 25時間毎 (4) 100時間毎 (5) 150時間毎 (6) 200時間又は12ヶ月毎 (7) 400時間又は24ヶ月毎 (8) 800時間又は4年毎 (9) 200時間又は90日毎（腐食点検）
3	耐空性限界 (1) 100時間毎 (2) 200時間毎
4	サーキュラー (1) No.3-010（24ヶ月毎） (2) No.3-011（24ヶ月毎） (3) No.3-015（50時間毎）
5	サービシング (1) オン・コンディション (2) 7日毎 (3) 50時間又は3ヶ月毎 (4) 100時間又は6ヶ月毎 (5) 300時間毎 (6) 200時間又は12ヶ月毎 (7) 400時間又は12ヶ月毎 (8) 400時間又は24ヶ月毎 (9) 1600時間毎 (10) 12ヶ月毎
6	技術指示等 (1) BT109EP-41 (2) BT109EP-152 (3) SB109EP-176 (4) SB109EP-175 PART 4 (5) SB109EP-177 (6) SB109EP-180 PART 2 (7) SB109EP-183
7	任意装備品 (1) ローター・ブレーキ（50時間又は30日、200時間、400時間、12ヶ月） (2) ECS（200時間、12ヶ月、100時間、600時間） (3) ELT（12ヶ月） (4) エンジン室消火器（12ヶ月、5年） (5) 搭載用携帯消火器（6ヶ月） (6) ランディング／サーチ・ライト（50時間又は30日） (7) レスキュー・ホイスト（50時間又は3ヶ月又は水没後、50時間又は30日、200時間、400時間又は12ヶ月、1ヶ月又は100時間又は25サイクル、3ヶ月又は200時間又は50サイクル、6ヶ月又は330時間又は100サイクル、12ヶ月又は1000時間又は330サイクル、600時間） (8) ワイヤー・ストライク（50時間又は30日） (9) サーチライトSX-5（200時間、50時間、100時間） (10) マルチ・イクイップメント・サポート（1年） (11) 機外拡声装置（1年） (12) 警察無線機（1年） (13) AUX電源装置（飛行前、飛行後）

- (14) ホイスト・ペンダント用 P T T 回路 (1 年)
- (15) エア・マップ・システム (1 年)
- (16) 携帯用消火器取付サポート (6 ヶ月)
- (17) 防水携帯灯 (6 0 日)
- (18) ヘリテレ・システム (ジンバル・マウント)(1 年)
- (19) ヘリテレ・システム (アンテナ昇降装置)(1 年)
- (20) 航空時計 (1 年)
- (21) ヘッドセットフック (1 年)
- (22) I C S システム (1 年)

8 発動機点検

- (1) 1 5 0 時間
- (2) 2 0 0 時間
- (3) 8 0 0 時間
- (4) 9 0 0 時間
- (5) 1 2 ヶ月
- (6) エンジン洗淨

9 その他

- (1) スタータージェネレーター・オーバーホール (1 0 0 0 時間毎) 2 個
- (2) メイン・ローター・ダンパー交換 (1 2 0 0 時間毎) 4 個
- (3) 無線機器機能検査 (T A B 検査用データ)
- (4) G P S (A I P データ更新)
- (5) テール・ローター・サーボ・アクチュエーター交換 (1 8 0 0 時間毎) 1 個
- (6) エンジン消火器カートリッジ交換 (1 2 年毎) 4 個
- (7) 耐空性改善通報 (T C D)、技術通報 (B T) 等
- (8) 予備テールローター (2 0 0 時間、4 0 0 時間)
- (9) 救急用具の点検
- (10) N M S データ更新
- (11) 機体燃料フィルター交換 (4 0 0 時間又は 1 2 ヶ月) 2 個
- (12) バイブレーション・アブソーバー交換 (3 2 0 0 時間毎) 2 個
- (13) C V F D R の交換
- (14) 受入検査
- (15) 中間検査
- (16) 地上試験 (コンパススイング含む)
- (17) 飛行試験
- (18) 耐空検査
- (19) 完成検査